裁判所書記官印[redacted]

証　人　調　書

（この調書は，第１２回口頭弁論調書と一体となるものである。）

事件の表示	平成２１年（ワ）第７４５号
期日	平成２３年４月１３日　午後２時００分
氏名	百岳敏晴
年齢	[redacted]歳（[redacted]生）
住所	[redacted]
宣誓その他の状況	裁判長（官）は，宣誓の趣旨を説明し，証人が偽証をした場合の罰を告げ，別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳　述　の　要　領

反訳書のとおり

以　上

[redacted]

宣誓（せんせい）

良心（りょうしん）にしたがい，知（し）っていることをかくさず，正直（しょうじきに）述べることを誓（ちか）います。

氏名（しめい） 百岳敬晴 [redacted]

被告代理人（福田）

乙第５１号証（陳述書（百岳敏晴））を示す

1　　１ページ右上の捺印は証人のものですか。

はい，そうです。

2　　これは内容を確認の上，間違いないということで捺印されたということで相違ないですか。

間違いございません。

3　　この中に経歴があるんですが，証人の平成２３年４月１日以降の立場について御説明ください。

平成２３年４月１日以降は，長崎県公立大学法人専務理事兼長崎県立大学事務局長でございます。

4　　そうしますと，陳述書からその点だけが変更になったということでよろしいですか。

はい，そうです。

5　　それから証人の御経歴を拝見しますと，県の学事振興課，それから学事文書課，それから大学の方に来られたということですので，県立大学時代の話，あるいは法人化以降の行政論については精通しているということで間違いないでしょうか。

間違いございません。

6　　本件バイオラボ事件，あるいは原告久木野憲司の懲戒のあったころは，シーボルト校事務局長ということだったんですが，このシーボルト校事務局長の役割は端的に言うとどういうことでしょうか。

シーボルト校における事務方の責任者という立場でございます。

7　　そうすると，その職に就いて以降は本件全般にかかわっているということで間違いないでしょうか。

間違いございません。

8　初めに法人化以前の兼業についてお聞きしますが，まず被告長崎県公立大学法人が法人化した時期はいつでしょうか。

平成１７年４月１日でございます。

9　それ以前，法人化する以前について，教授等の職員が兼業する場合はどういうルールにのっとって兼業しないといけないのでしょうか。

法人化前の大学の教員は，長崎県職員たる地方公務員で，長崎県の条例規則等に遵守する必要があったということでございました。

10　条例規則以外に地方公務員法も適用されるということでよろしいでしょうか。

はい，そうでございます。

11　そのような立場の者が営利企業に従事する場合はどのような手続によるのでしょうか。

その場合には，任命権者たる長崎県知事の許可が必要だったと思っています。

12　知事からそのような許可を受けた場合，勤務時間内にその許可を受けた営利企業に従事することはできますでしょうか。

当時，勤務時間内での許可は認められませんでした。勤務時間外のみです。

13　それはどうしてそういう決まりだったのでしょうか。

それは，地方公務員でございますから，地公法３６条だったと思うんですが，そこで職務専念の義務がありましたので，勤務時間については職務に専念することが第一義的にあったということでございます。

14　法人化以前に，原告が今おっしゃられた職務専念義務を免除されていた事実はありますか。

ございません。

15　仮に申請されたとして，バイオラボに従事することが免除の対象とはなり得ますか。

対象とはなり得ませんでした。

16　どうしてバイオラボの業務に従事することがその対象となり得ないんでしょうか。

それは，バイオラボ株式会社ということで，私企業であったからでございます。

17　ちなみに，法人化以降に認められた振り替えのような手続を法人化以前に取ることは可能だったでしょうか。

基本的にだめでした。

18　それも簡単に理由を説明していただけますか。

振り替え制度がなくて，週休日に勤務した場合には振り替えが可能でしたけれども，勤務時間内にほかの業務に従事すること自体ができなかったからでございます。

乙第２５号証の５（兼業従事許可書写し）を示す

19　これはどういった書類でしょうか。

これは原告から営利企業等の従事許可が知事に出された申請書，並びに知事から委任された人事課長が承認した内容だというふうに認識しております。

20　この申請書並びに末尾の許可書とあわせて，ここで許可されている原告についてはどのような活動内容が許されていたというふうに読み取れますか。

それは大学の勤務時間外においてバイオラボ株式会社の役員として従事をする。それは平日の３時間程度，日，祝日は終日という，この範囲内で許可をされたものというふうに理解をしております。

21　原告がこの許可に基づいて営利企業に従事する場合に，勤務時間内に勤務すること，あるいは振り替え手続をすることによって勤務時間内に同じく勤務すること，そういったことは許容されるでしょうか。

勤務時間内にバイオラボ業務に従事することは許容されません。

22　被告が法人化した経緯については，陳述書に記載のとおりで間違いないですね。

間違いございません。

23　その際に，証人が果たした役割について簡単に説明してください。

法人化前は総務部学事振興課長という立場で，大学法人を設立する長崎県の事務の責任者だという役割を担いました。

24　逆に，原告久木野教授が法人化の際に具体的に担った役割としてはどのようなものがありますか。

何もなかったような記憶がございます。

25　原告の主張では，いろんな制度設計，今回問題となっている勤務時間等の問題についても含めてですが，自分がいろいろ意見を申した，あるいは関与したということのようなんですが，そういった事実はありますか。

法人化の際，県の立場と大学の立場で四つの部会を作って大学法人の制度設計を協議いたしておりまして，大学側のメンバーとして原告は入っておりませんでした。

26　ところで，法人化された後に適用される就業規則には，就業時間が明示されておりますね。

はい。

27　その明示された就業時間について，大学の方で遵守しなくてもよい，あるいは融通を利かす等の通達，あるいは合意，あるいはそういう暗黙の了解，そういったものはありましたでしょうか。

全くありません。

28　ところで，原告の証言で山口事務局長という方が出てきたんですが，山口事務局長が事務局長であったのはいつごろからいつまででしょうか。

県立長崎シーボルト大学の事務局長としては，平成１４年度，１５年度，１６年度，３年間が事務局長で在任をされております。

29　山口事務局長が一つの私人としての立場，あるいは事務局長としての立場でもいいんですが，原告が主張するように，こういうルールを遵守しなくてよいと，そういう話をしていた可能性はありますか。

ないと思います。

30　そのようにおっしゃる根拠は何でしょうか。

制度設計をするときの組織部運営部会の大学側の代表者として山口事務局長はいらっしゃいました。で，私は県の立場で一緒に協議をしておるんですけれども，その際，勤務時間のことについては大学の事務職員である学生支援課とか就職課，その勤務時間のことについては山口局長から当時いろんなことを言われて制度設計をした記憶がございますが，それ以外のことは全くございませんでした。

31　証人の知る範囲で結構なんですが，法人化の際に原告から現行の勤務時間制について，裁量労働になる前までですが，何か異論とか出ていたことは御記憶にありますか。

全くありません。

32　法人化の際に，県職員から法人化の職員になるにあたって，労働条件の通知等についてはどのようにいたしましたか。

労働条件の通知は，法人化後，大学の方から各職員に対して，教諭を含む職員に対して通知をしたというふうに聞いております。

乙第５号証（労働条件通知書写し）を示す

33　これは，労働条件通知書と題する書面で，久木野憲司様あてになっておりますが，これはどういった書類でしょうか。

１７年４月１日法人化に伴って，久木野憲司様に理事長たる者が法人化後の労働条件について通知をしたものというふうに理解をしております。

34　就業規則，あるいは振り替え規程，あるいは懲戒規程等の規程については，

大学においてどのような体制で補完，あるいは周知されていたでしょうか。

いろんな口頭での説明のほか，事務方の方から通知を発したりすることによって，教職員には周知を図っていたというふうに聞いております。

35　前回の大瀬良潤証人の証言によれば，立ち上げ時だけじゃなくて，その途中，１８年，あるいは１９年にも文書等を出していたということですが，証人としてもそのような認識でよろしいでしょうか。

はい，結構でございます。

36　そのような全学的な通知にあたって，原告に対してだけ通知漏れが起きるというような事態は考えられるでしょうか。

考えられません。

37　それはどうしてでしょうか。

この件については，労働条件通知書については全員に配ったというふうに当時の総務リーダーの方から報告を受けているからでございます。

38　ちなみにこういう場合，手渡しの場合とかメールの場合とかいろいろあるんでしょうか。

メールボックスにて配布をしたというふうに聞いております。

39　そうすると，そういうふうに一律に入れていくわけですから，１カ所だけ漏れるということは現実的に考えにくいわけですね。

はい。そして，他の教員の方からもちゃんといただいたというような話を伺っております。

40　法人化以降の兼業についてお聞きしますが，法人化以降に兼業した場合の手続を簡単に説明してください。

法人化以降については，兼業に従事する場合には，本人が理事長あてに兼業許可の申請を出して，そして，許可をもらうというような手続になっていたというふうに思います。

41　その兼業許可を得た段階では，時間外に兼業することはよろしいけれども，時間内にその兼業に従事することはまだ認められないということでよろしいでしょうか。

長崎県公立大学法人の兼業規程そのものについては，基本的には勤務時間内での兼業というのは認められていないということになっております。

42　その上で兼業を許可された業務について，勤務時間内に勤務をした場合はどのような手続が必要なのでしょうか。

その場合には，あらかじめこの時間帯に，勤務時間帯に兼業のことを従事するから，その勤務時間に相当するものを振り替えるという手続が必要です。

43　その振り替えに関しては申告制ですか，それとも許可制ですか。

申告して了承をするという形になっております。

44　そうすると，あくまでも了承までないと振り替えもできないということでよろしいでしょうか。

はい。

45　ところで，そういった振り替え手続について，原告，それから藤澤等氏以外の方でどのような振り替え申請がされていたか，実例を説明してください。

例えば，シーボルトにおいては医師の資格を持っている大学教員がおります。その方が医療機関での診療行為を行うという場合には，兼業の許可の申請があっております。そして，診療行為が例えば，木曜日の午前中３時間その行為に従事するならば，その日の夕刻３時間勤務を振り替えますというような申請があっております。

46　そういった医師の資格を持った方は何名ぐらいおられるんですか。

医師は，二，三名はいると思います。

47　そういう方からの兼業従事とか振り替えというのは，もう毎年出されている

ということで間違いないですね。

出されております。

48　そういった方に関しては，あなたは勤務時間内に医師としての兼業を行っているので申請を出してくださいよというふうに，学校から申請して初めて出されたのか，それともその方たちが自主的に出されたのか，それともケース・バイ・ケースなのか，それはいずれでしょうか。

基本的には，その医師たる教員の自主申請による許可でございますが，大学の事務方としては，一斉に兼業許可の申請についての通知を発したり，連絡をしたりすることはあるということでございます。

49　ところで，兼業やあるいは振り替えについてのこういうルールがあるわけですが，それに違反している者がいないかということで，事務方，あるいは学校として積極的に調査するようなことはあったのでしょうか。

基本的には兼業許可の内容について遵守しているという前提で，特別な調査等はやっておりません。

50　あえてそのような特別な調査をしないというのは何か理由があったんですか。

それは当然大学の教員として，そして大学の職員として当然許可の内容について遵守をしているという前提になっているからでございます。

51　次に，この本件バイオラボ問題についてお聞きしますが，まず問題の認識の端緒，調査開始の経緯は前回大瀬良証人が証言したとおりということであなたも同じ意見ですか。

そのとおりです。

52　証人はどういった立場でこの件にかかわっていたんですか。

平成２１年４月１日以降，シーボルト校の事務局長に就任をしておりますので，私は事務方の責任者として，それ以前については学事文書課長という設立団体の大学を所管している課の所属長としての立場でございます。

53　証人の出向元である長崎県の指示を受けたり，長崎県と協議をしながら手続を進めたりしていたような事実はありますか。

全くございません。

54　本件で調査委員会が立ち上げられた後，あなたも調査委員の一員になられましたね。

はい。

55　あなたが調査員になった根拠はどういったことでしょうか。

それは懲戒規程の何条かは忘れましたけれども，その調査委員会の委員に職指定になっていたと思います。ですから，私は２１年４月１日にシーボルト校事務局長に就任をして，即調査委員会の委員という立場になったというふうに記憶しております。

56　甲２号証の１の長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程，第４条２の（３）で，「学長が任命する次の者をもって組織する。」という中に，「シーボルト校事務局長」というのがありますが，こういう立場での参加ということでよろしいですか。

そのとおりです。

57　この調査委員会というのは簡単に言うとどういうことをしていたんですか。

兼業従事の状況の事実の確認をする調査委員会だということでございます。

58　原告の懲戒に関する調査委員会では，具体的にどういった調査をされたのでしょうか。

原告がバイオラボ業務にどういうふうに従事をしていたかということについて，いろんな資料等から事実の確認を行ったということでございますが。

59　その調査委員会のメンバーではないけれども，事務方の実働部隊としては大瀬良さんが中心となって調査したということでしょうか。

はい，そうです。

60　ところで，この調査委員会が相当回数開かれているんですが，これの議事録の作成についてはどのようにされていたのでしょうか。

議事録は基本的に調査委員会では作成をしておりません。ただ，原告を一度だけ事情聴取をしたことがございますが，その事情聴取を行ったときの部分だけ議事録として作成をしております。

61　今回，裁判所に議事録について，被告としては全部出しているという認識なんですが，何か出されていないもの，そういったものはございますか。

議事録は作成されていませんので，出されていないというものはございません。

乙第８号証（「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実確認について（調査報告）」写し）を示す

62　この書面，相当大量なんですが，簡単にどういった内容の書面であるか説明していただけますか。

これは，兼業従事許可等に関する調査委員会が原告の兼業従事状況についての事実を確認した，その調査報告書そのものでございます。

63　ここで作成したのが調査委員会であって，証人も４番目に名前があるとおり，その一委員であったということになりますね。

そのとおりでございます。

64　それから，教育研究評議会についてお聞きしますけれども，まず設置根拠についてはどういうことになるのでしょうか。

教育研究評議会の設置根拠は定款で定められております。

65　定款によりますと，経営協議会というのと教育研究評議会というのに大きく諮問機関が分かれるようなんですが，この教育研究評議会は主にどういった役割をするのでしょうか。

教育研究評議会の役割は，教学に関する事項，教員の人事に関する事

項，こういうものを審議する機関としての位置づけになっております。

66　そして，懲戒規程等に基づき，懲戒に関する権限もこちらが一定の権限を有するということでよろしいでしょうか。

はい，懲戒に関する場合には懲戒規程に基づいて教育研究評議会の審議を経るというような形になっております。

67　証人自身は教育評議会のメンバーだったんですか，それともメンバーではなかったんですか。

メンバーでございました。

68　そのメンバーとしては，この久木野教授の懲戒問題に関してどのような役割を果たされましたか。

教育研究評議会のメンバーとして，具体的にその処分の要否等の審議のときには一員として自分の意見を申し上げました。

69　この教育研究評議会，久木野教授の問題に関してだけの話ですが，議事録は作成されておりますね。

はい。

70　この中で，平成２１年９月１０日の午後の議事録のみ作成はされているけれども，裁判所に提出しておらないですね。

そのとおりでございます。

71　それ，今私が申し上げた議事録のみ提出していない理由を説明してください。

それは，教育研究評議会が大学内部の教職員で構成されており，今後その議事録を外に出すことによって，今後同様な教員の人事に関する審議をする場合に，自由な意見を言うことができなくなる。大学運営に相当支障が来るというようなこと。それから，大学内部の委員で構成をされておりますので，それが外に出るということになれば，大学の中での人間関係等々にいろんな影響が出てきて，総合的に大学運営に支障を来すと，そういう観点から出しておりません。

72　久木野教授の懲戒手続の流れについて，ちょっと簡単に確認しておきたいんですが，先ほど話があったとおり，まず調査委員会で調査をされましたね。

はい。

73　その結果は，教育研究評議会に諮問されたということでよろしいですか。

調査結果については，調査委員会の方から教育研究評議会に報告がなされております。

74　教育研究評議会ではどういった結論に達しましたか。

その報告を受けて，原告の弁明を受けた後，最終的には懲戒処分をする必要があるという審議結果だったと記憶しております。

75　その審議結果については，手続上どなたに上げられたのですか。

その審議結果については，教育研究評議会の議長が学長でございますので，学長から任命権者たる理事長に報告がなされております。

乙第６３号証（「法人教員の懲戒等に関する規程第７条の規定による申し出について」写し）を示す

76　教育研究評議会の長たる学長から理事長に申し出されたのがこの書面ということでよろしいですか。

はい，そうです。

77　これが提出されて以降については，もうあとは理事長の判断ということになるんでしょうか。

そのとおりでございます。

78　ところで，この懲戒規程の４条１項では，まず対象教員から事情聴取をすることに決まっており，６条３項で対象教員から弁明を聞くという定めがあるのは御記憶ですか。

はい。

79　その両者の手続について簡単にお聞きしますが，まず４条１項の事情聴取というのはどういう段階で行われるものでしょうか。

事実の確認をするための事情聴取でございまして，基本的には調査委員会がいろんな形で客観的な資料に基づいて事実を確認しておりますけれども，慎重を期すために対象職員から事情を伺って確認をするというようなのが事情聴取でございます。

80　この事情聴取の手続の中で，法的な判断を要する事項について聞くということはありますか。

法的な判断はございません。事実の確認だけでございます。

81　そのうち，本人が知らない事実について聞くということはありますか。

事実ですので，本人の過去のことですので，すべて本人は知っているものではなかったろうかなというふうに思っています。

82　この手続の中で聞いたことが懲戒事由の中心になるのか，それともあくまで補足的な意味合いなのか，それは大学としてはどういう認識になるんですか。

補足的な意味合いというふうに理解しております。

83　それに対して，６条３項の弁明という手続はどのような意味合いというふうに大学は認識していますか。

それは，被懲戒者に防御を与えるための機会を設けるというのが弁明というふうに理解をいたしております。

84　証人の認識では，この事情聴取と弁明についてはどういう違いというか，異同があるというふうに考えておられますか。

基本的には先ほど申し上げましたように，事情聴取は事実確認のための補完の一つの行為であり，弁明については被懲戒者の防御のための機会だというふうに理解をいたしております。

85　原告に関して具体的にどのような事情聴取，あるいは弁明があったかについては大瀬良証人の証言，あるいは録音等にあるとおりと，そのとおりでよろしいですか。

はい，結構でございます。

86　ところで，両手続とも原告側から弁護士を立ち会わせたいという申し出があったのは事実ですね。

間違いございません。

87　それに対して，大学側では断っておられるわけですが，どうして断られたのかを御説明ください。

それは，あくまでも事情聴取，弁明，これは大学の内部のことでございます。そして，大学自治の観点から，これは大学独自で自律的に行っていくべきものだということ。それから，代理人弁護士の同席を認めなくても，その事情聴取者，いわゆる原告に対して不利益は生じないというようなことから同席は認めておりません。

88　このような手続が行われる際に，被告代理人の福田の方から私も立ち会いましょうかという申出をいたしましたね。

はい。

89　それについては，どういう理由でどのように対応されたんですか。

その場合においても，やはりそこは大学の自治の観点から自らやらなければいけないということから，相手方にも弁護士は同席させず，こちら側の方にも弁護士は同席をさせないというような判断をいたしております。

90　先ほど手続を進めるに当たって，県あるいはその他の団体で協議したかと聞いたところないということでしたが，同じく結論を出すに当たり，長崎県，あるいは長崎県議会，その他関係者から圧力，示唆，その他そういった影響は何かございましたでしょうか。

全くございません。

被告代理人（木下）

91　先ほど，今回の懲戒処分に関して，教育研究評議会の方で懲戒処分が相当だというふうに判断をされたとおっしゃいましたね。

はい。

92　これは，評議会としてはどういった根拠に基づいてその判断をされたんでしょうか。

先ほど見せていただいた乙第８号証，調査委員会の報告書，この報告書に基づく事実の内容，それから被懲戒者である原告の弁明，または弁明書，これを全部把握した上で教育研究評議会としては懲戒をする必要があるというような審議でまとまったというふうに記憶しております。

93　その処分の具体的な中身の検討はされましたか。

基本的には処分は必要だと，停職相当だというような話になっていたことは事実です。

94　その最終的な決定ではないんですが，そういった停職が相当だと判断する，何か参考にされたようなものはあったんですか。

それは，人事院の指針で国家公務員の場合のいわゆる懲戒処分の一定の基準，こういうものがございました。

95　そういった他の処分における基準等を参考にして，今回の件についても相当なものとして判断されたということですね。

そのとおりでございます。

原告代理人（北爪）

96　あなたが職務上バイオラボ社ないし原告の件にかかわるようになったのはいつからですか。

直接は平成２１年４月１日，シーボルト校事務局長を拝命してからでございます。

97　県の時代にはかかわりはなかったですか。

県の時代は，大学を所管している所属長として，バイオラボ株式会社の状況については大学から報告を受けておりましたので，そういう意

味では関係をしておりました。

98　それはいつからですか，報告を受けていたのはいつごろから報告を受けていたんですか。

バイオラボ社が破たんをしたという報道がなされた以後だったというふうに記憶しております。

99　そのころ，あなたの方，県議会に呼ばれて証言されていますね。

県議会に呼ばれて証言はしておりません。

100　県議会に呼ばれたことはないですか。

・・・・・。

101　あるかないか。

県議会で文教委員会とかという理事者の立場で出席したことはございますが，県議会から個別に私が呼ばれたということはございません。

102　県議会の委員会も含めて呼ばれたことはないですか。

委員会は理事者として出席をしなければなりませんでしたので，そういう意味では文教委員会の方に出席をしております。

103　そこで発言したことはありますか。

当然，理事者の立場として発言をいたしております。

104　何度ぐらい発言したことありますか。

委員会がある度に私は発言をしております。

105　それで呼ばれたときあなたはうそついていませんか。

全くうそをついておりません。

106　被告大学の事務局長として出向してきたのは，平成２１年の４月１日でしたね。

そのとおりでございます。

107　そのときは県からの出向者という身分だったんですかね。

そのとおりでございます。

108　そのときの県での身分というのはどういう身分だったんですか。

県での身分は総務部次長でございます。

109　長崎県立大学を所管する県の部署ってどこになるんですか。

総務部学事文書課，現在は総務部学事振興室が所管をしております。

110　今年度からあなたは専務理事になられましたね，被告の方で。

はい，そうです。

111　専務理事というのは被告法人の理事会に出席するんですか。

出席をします。

112　以前の事務局長をされていた山口さん，山口事務局長も専務理事でもありましたね。

法人化後，初代の専務理事でございます。

113　大学経営に当たる法人理事会の役員って何名いらっしゃるんですか。

４名おります。

114　そのうち，常勤の理事って何名いらっしゃるんですか。

常勤は，理事長，副理事長たる学長，専務理事，３人でございます。

115　理事会の常勤役員の３名の方で，大学の教員による選挙で決められる理事というのはいらっしゃいますか。

選挙による役員の決め方は制度設計されておりません。

116　あなたは現在常勤の理事３名の中には入っているということですよね。

間違いございません。

117　あなたの専務理事就任を決める立場にあったのはだれになるんですか。

理事長です。

118　被告法人シーボルト校の教員の労働時間の管理を実務的に行っていたというのはどこの部署になりますか。形式的には理事長が労働時間を管理するということにはなると思うんですけれども，実務的な対応として，シーボルト校の教員の労働時間の管理というのはどこの部署，あるいは個人，役職でも構

わないですけれども。

シーボルト校の事務局というふうに思います。

119　シーボルト校の事務局が実務的には管理されているということですね。

はい。

120　そこの責任者としては，シーボルト校の事務局長という理解でよろしいですか。

はい，結構でございます。

121　平成２２年の４月１日以前は，被告法人の方は時間労働制という制度をとられていましたね。

はい。

122　被告法人としては，時間労働制という制度を取っていて，兼業従事許可書に勤務時間の振り替えが必要という条件が付いているので，振り替え申請をしなかった原告は懲戒処分されてしかるべきだとお考えだということでよろしいですかね。

はい。

123　その重要な許可条件が書かれている兼業許可書の発行については，当然申請と許可の手続を被告大学の方では厳正にやっていたということでよろしいですか。

はい。

124　被告法人において懲戒処分をする場合，それに値する重大な違反が必要という理解でよろしいですか。

はい。

125　今回は停職６カ月に当たる重大な違反があったということですかね。

そのとおりです。

126　勤務時間を守らないというのは，被告法人にとって懲戒処分となる重大な違反に当たるんですね。

はい。

127　被告法人は，規程上の勤務時間を守らなければ懲戒処分とする重要なものということでよろしいんですかね。

はい。

128　そうすると，その重要な勤務時間というのを守っているかどうかについては，被告法人としてはしっかりチェックしなければならないんじゃないですか。

そういう意味ではですね。

129　あなたが，原告が振り替えを行っていないとか，あるいは欠勤している可能性があると，そういう可能性があるんじゃないかと，そういうふうに一番最初に認識したのはいつになりますか。

それは，学事課長をしているときに大学から報告があったときに，そういう認識をいたしました。

130　そしたら，あなたが被告法人に来られた最初の時点において，そのことはそういう可能性があるということは認識があったわけですかね。

はい。

131　あなたはその振り替えを行っていないということとか，あるいは欠勤しているという可能性があるということは，懲戒処分の対象になるという認識はありましたか。

はい。

132　そういう懲戒処分の対象になるんじゃないかという認識が一番最初にあったということで，あなたは具体的に何か行動を起こしましたか。

事実の確認をやるようなことをいたしました。

133　あなたがですか。

私個人だけではなくて，事務局として。

134　事務局として行ったということですね。

はい。

135　ところで，被告法人において，例えば，昼休みにデスクに戻ってくる時間が５秒おくれたとかいうような軽微な違反があった場合に懲戒処分になりますか。

それは社会通念上から言ってなりません。

136　管理職の立場にない者が時間外労働をした場合，時間外手当の支給が必要になりますね。

はい。

137　これまで被告法人が原告に対して，入試手当を除いて時間外手当を支給したことはありますか。

ありません。

138　原告以外の管理職の立場にない教員の方に対してはどうですか。

教員には基本的には時間外の支給はいたしておりません。

139　それは，２２年の４月１日の裁量労働制を取る前も同じということでよろしいですか。

基本的にはそうです。

140　労働基準法上，使用者が労働者の労働時間を把握しなければならないという法的義務があるんですけども，そのことをあなたは御存じですかね。

はい。

141　いつから御存じですか。

その部分は，原告が労基署にお話をして，労基署から指導を受けてからはっきりと認識をいたしました。

142　それまでは知らなかったという認識ですか。

知らなかった，結論から言えばそうです。

143　被告法人ではタイムカードなどを使って労働時間の管理を行っていませんでしたね。

はい。

144　出勤簿で労働時間の厳密な管理というのはできていましたか。

それはできておりません。

145　本件が問題となる以前の教員の勤務実態として，規程上の労働時間を形式的に適用した場合，各教員の皆さんが守られていたか守られていなかったかというふうに聞かれたらどういうふうにお答えになられますか。

断定的には言えませんけれども，９時から５時５０分という勤務時間においてはいろんな形で勤務をされているということぐらいしか分かりません。

146　規程上の勤務時間に照らして，それに違反している人がいたかどうか，どうですか。

規程上の勤務に対して前後して勤務したというのはあったかもしれません。

147　前後したというのは，規程上の時間とは違う時間に勤務があった，あるいは欠けていた部分があったということですか。

はい。

148　それらは教員各自が柔軟に対応していたということですか。

そういうふうに理解をいたしております。

149　形式的な規程上の勤務時間というのを守って仕事をしていたら，教員としての仕事を全うできますかね。

基本的には労働者でございますから，その１日の勤務時間で仕事をすべきものだというふうに私は認識をいたしております。

150　それがあなたの認識ということですね。

はい。

甲第２７９号証の２（反訳）を示す

151　１１ページの下から２行目，「百岳」と書いてあって，「（事務局長）」と書いていますね。下から２行目ですね。

はい。

152　これはあなたの発言ですけれども，これ２行目ちょっと読んでもらっていいですか，声に出して。

「それはある。ただ，ぎしぎし，その解釈をすればね。研究に全員行かれんようになる。だから出張期間中はあの８時間勤務とみなすという，採用労働制と同じように」。

153　こういうような発言されましたか。

余り記憶がありませんけれども，はい。

154　記憶がないけれども，したと思うのか思わないのか，どちらですか。こういう発言をしたかしていないのか。

したのだろうというふうに思います。

155　６ページの下から１１行目，これも「百岳（事務局長）」ということで，あなたの発言が書いていますけれども，「もっともその裁量制にするというのは，もっと今の先生方の実態に合うような時間労働制度に変えようというのが，ねっ，先生，でしょう」というような発言がされていますね。

はい。

156　こういう発言された御記憶がありますか。

完全に覚えておりませんけれども，そういうふうな発言があったのかもしれません。

乙第２号証の１（平成１７年４月１日付け兼業従事許可書写し）を示す

157　これの許可書の発行年月日を見ていただきたいんですけれども，平成１７年４月１日に条件付きで兼業が許可されたということでよろしいですか。

はい。

甲第５号証（兼業従事許可申請書写し）を示す

158　これの申請日を見ると，２００５年３月２０日ということでよろしいですかね。

はい。

159　これは先ほどお示しした許可書の許可を得るために，その前に提出された申請書ですよね。

はい。

160　この申請書に基づいて厳正に手続がなされて兼業許可書が発行されたということでよろしいんですか。

はい。

161　申請日は１７年３月２０日となっていましたね。

はい。

162　申請先のあて名はだれになっていますか。

公立大学法人理事長になっております。

163　つまり平成１７年３月２０日に長崎県公立大学法人理事長あてに兼業許可申請がなされたということですか。

書類からいくとそういうことになっております。

164　ところで，被告法人が発足したのはいつですか，正確にお答えいただけますか。

１７年４月１日でございます。

165　時間帯は分かりますか。

８時過ぎに登記がなされて，設立されたという，対外的に効力を得るようになったというふうに記憶をいたしております。

166　８時というのは午前８時でよろしいですか。

あっ，午前８時です，はい。

167　そうすると，先ほどの兼業許可申請書というのは，厳密に言うと存在しない法人に対してなされているんじゃないですか。

はい。

168　被告法人において，懲戒処分を行うためには規程上，調査委員会とか教育研

究評議会の各手続を踏まないといけないですね。

はい。

169　懲戒事由があると思料されるとき，調査に当たる主体はどちらになりますか。

調査委員会だと思います。

170　事務局に調査権限はありますか。

事務局が作業する，調査権限そのものは・・・。

171　懲戒事由の調査権限が事務局にあるかないか，どちらですか。

両方あるというふうに理解をしております。

172　両方あるというのは，事務局にもあるし調査委員会にもあると理解していいというわけですね。

はい。

173　あなたは調査委員会の委員でしたか。

はい。

174　教育研究評議会の委員でもあったということでしたね。

はい。

乙第４７号証（「懲戒処分の指針について」写し）を示す

175　この懲戒処分の指針というのは御存じですかね。

はい。

176　本件懲戒処分に当たって，あなた自身，証人自身，この指針を参照されましたか。

はい。

177　何のために参照されたんですか。

処分の量刑を判断するためでございます。

178　この基準を見て量刑を，懲戒処分を・・・。

私の個人としてのですね，はい。

179　そうすると，この基準を見て判断されたと理解していいんですか。

一つの参考のものだというふうに理解をしておりますが。

180　見たけども参考にしていないということもあり得ると思うんですけど，見て参考にされたかどうかはどうですか。

参考にしております。

181　参考にされましたね。

私自身はですね，はい。

182　その参考にしたのはいつですかね。まあ覚えている範囲で結構ですので，正確に教えてもらっていいですか，これを参考にされた，この指針を一番最初に見られた時期。

処分が平成２１年９月１５日でございます。その前の８月以前からこの内容については承知をしております。

183　平成２１年の８月以前ということですね。

はい。

184　本件の懲戒処分では，原告の欠勤した日数（１日のうち部分的に欠勤した日を含む）が３８３日（後日３８２日に訂正）という認定されましたね。

はい。

乙第４７号証（「懲戒処分の指針について」写し）を示す

185　２ページの上から４行目，５行目，（２）のところ，ここ声に出して読んでもらっていいですか。

「（２）遅刻，早退，勤務時間の初め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は戒告とする。」

186　次，上から８行目，９行目の（４）のところを声に出して読んでもらっていいですか。

「勤務態度の不良，勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り，公務運営に支障を生じさせた職員は減給又は戒告とする」。

187　再度お聞きしますけれども，本当に先ほどお示ししたこの指針，懲戒処分前

に参照されましたか。

はい。

188　本件懲戒処分は，先ほどお示しした指針を基準として行ったということでよろしいんですか。

一つの参考として，判断材料として私個人はいたしたということでございます。

189　あなた個人が見て，それを調査委員会なり教育研究評議会の場で，その意見を言われたことはありますか。こういう指針がありますよということを。

調査委員会ではそういう話を，事実を確認するための調査ですから，こういう話は一切いたしておりません。

190　教育研究評議会の場では発言されましたか，こういう指針を私はもとにこう考えますという発言をされましたか。

この指針の部分については，発言をしたかどうかはちょっと議事録まで今分かりませんので，覚えておりません。

191　ただ，議決の場において，あなたはこれを参考にして，最終的に考えをまとめた意見を言われたということでよろしいですか。

はい。

192　この裁判で，藤澤等先生が証人として出頭されたと思うんですけれども，その証言の前に，藤澤先生を事務局に呼び出したり接触したことってあなたの方でしたことありますか。

いつだったかよく覚えていませんけれども，藤澤教授とは話をしたことはございます。

193　何度ぐらいありますかね。

数回ございます。

194　数回というと，２回，３回なのか，５回，６回，それ以上，もう少し具体的に。

２，３回ぐらいだったと思います。

195　藤澤先生の勤務状況に関して，懲戒処分のための調査委員会を立ち上げられたことありますか。

ございません。

196　藤澤先生の勤務状況が懲戒処分の対象となる可能性があるという認識はありましたか。

ゼロとは言えませんけれども，原告と内容が違うということは頭の中にはありました。

197　藤澤先生に証言をされると，被告法人にとって都合が悪いというお考えはありましたか。

藤澤先生の勤務時間そのものが非常にルーズだったということは間違いございませんので，それを聞いておりましたので，そういう認識でございます。

甲第２７９号証の２（反訳）を示す

198　１０ページ，下から２行ですね，ここは「百岳（事務局長）」ということであなたの発言なんですけども，ここをちょっと声に出して読んでもらっていいですか。

「反対にそれが証言になったときに，公になった場合にうちはうちで対応せんばいかんことになる」。

199　こういう発言されましたか。

したかもしれません。

200　１１ページ上から２行目に「百岳（事務局長）」としてあなたの発言があるんですけれども，読み上げますけども，「停職になるか何か知らんけれども，調べたりせんばいかん」と発言記載がありますけども，こういう発言をされた御記憶はありますか。

完全には記憶しておりませんけれども，そういうのはしたのかもしれ

ません。

201　労基署に提出求められていた書類に関してなんですけれども，証人あるいは証人の部下が実態に反する勤務時間を記載したものを作って藤澤先生に押印を求めたことはありますか。

ありません。

202　ほかの教員に対してはどうですか。

ありません。

203　あなたは第１回期日から本件裁判の傍聴に来られていましたね。

はい。

204　代理人から裁判所に提出された書面を渡されていましたか。

渡されておりました。

205　それはあなたは目を通されましたか。

はい。

甲第１１７号証（陳述書（藤澤等））を示す

206　藤澤教授の陳述書ですけれども，５ページの作成年月日はいつになっていますか。

平成２２年３月２４日です。

207　勤務時間を記載した書面は重要な書類ですよね。

はい。

208　あなたは藤澤教授に実態に反する勤務時間を記載した書面を作成させようとしたことはないということでしたね。

はい。

209　あなたが藤澤先生と接触したことに関して，あなた自身が被告法人から懲戒処分の対象者として挙げられたことはありますか。

私自身がですか。

210　はい。

ありません。

211　あなたは理事会役員の立場を守るために労基署の行政指導に対応したり，原告を処分したりしていませんか。

原告を処分ということは，労基署を守る立場では何もありません。

212　いえいえ，理事会役員の立場を守るために労基署の行政指導に対応したりであるとか，原告を処分したりというようなことはしていませんか。

役員を守るためではなくて，事実に基づいて淡々と事務を処理しているに過ぎません。

213　被告法人としては，本件懲戒処分に長崎県であるとか長崎県議会の影響はないという御主張ですが，あなたも同様ということでよろしいですか。

はい，ございません。

214　県や県議会の意向をあなたのほうで酌んでいるということもないのですね。

はい。

215　被告法人，あるいはあなた個人に対して，特定の県議会議員から原告の懲戒処分を求めるような発言や要請というのはありましたか。

県議会の委員会において，いろいろ私が出席をしたときに委員から発言をされたり質問をされたりすることはあっておりますが，それ以外のときは全くございません。

216　懲戒処分を原告代理人に，私の方に手渡した２日後，平成２１年９月１７日のことですけれども，この日あなたは県議会の方に参考人で呼ばれていませんか，委員会も含めてですけども。

平成２１年９月１７日は，参考人招致があって県議会に呼ばれて，参考人としていろいろ話をしております。

217　いつ参考人招致の連絡ありましたか。

１６日に通知が来ております。

218　１６日というのは９月１６日ですか。

はい，前日です。

219　書面で来たんですか。

書面で来ております。

220　書面にはどういうことを聞きたいというようなことが書かれていましたか。

バイオラボに関する処分のことについて聞きたいというような内容ではなかったかというふうに思いますが，今その書面を持ちませんので，正確なことは言うことができません。

221　参考人として，それであなたが出頭された際，本件懲戒処分のことは聞かれましたか。

懲戒処分のことは聞かれたと思いますが，具体的な内容までよくは覚えておりません。

222　ほかには大学法人からだれか参考人招致された人いますか。

当時の理事長と専務理事，私を含めて３人でございます。

223　被告大学に対して，長崎県の方から予算付きますね。

はい。

224　証人が参考人として呼ばれて，県議会で原告の懲戒処分の件を証言されたのは，被告法人の次年度予算にかかわるからではないんですか。

予算にかかわる云々ではなくって，大学としての説明責任があるから，そういう思いでいろいろ聞かれたことについては答弁をいたしております。

225　予算には関係ないということでよろしいですか。

直接の関係はございません。

甲第１２１号証（平成２１年９月１７日開催の長崎県議会文教厚生委員会議事録写し）を示す

226　２９ページ下から２行ですね，黄色のアンダーラインが引いている部分ですけれども，ここで山田博司委員の発言なんですけれども，「久木野教授に対

していつまでに請求していくのか。なぜこれを言うかというと，瀬川委員のもとで来年度予算を審議する際にこれは大きなポイントになるわけです」と，こういう発言をされているんですけれども，これはもう誤りであると。こういう山田委員の発言は誤りであるという理解でよろしいですか。

誤りであるとは思いません。

227　久木野教授のことが被告法人の予算には影響しないはずだと，先ほどあなたはお答えされましたけども，山田委員は逆に久木野教授のことに関して，予算を決める上で大きなポイントになると発言されているんですよ。山田委員の発言は虚偽であると，そういうことでよろしいですか。

いいえ，違います。

228　山田県議，あるいはその他の県議会議員が原告の処分について，被告大学に何らかの行動を求めたのはこのときだけですかね。別の議会，あるいは委員会の場で，あるいは大学に直接接触したりとか，そういうことはなかったですか。

バイオラボの破たん以後については，県議会でいろいろと議論をされていたというふうに記憶をいたしております。

229　原告の処分に関してですね，どうですか。

処分に関しても同様でございます。

甲第２３０号証（長崎県議会平成２１年２月定例会議事録写し）を示す

230　７ページ上から５行目から１１行目ですけれども，ここに山田委員の発言があるんですけれども，ちょっと読み上げますね。「そういった教授のいるところにそういった莫大な予算を投じることは県民の皆さんだって怒りますよ，これは。あなたはっきり言いなさいって。こういった教授がいるということは是正させないといけないんですから。こういった状態で私たち県民の血税を出せると思いますか。学事文書課長，これは大切なことですよ」という山田委員の発言がありますね。

はい。

231　このときの学事文書課長というのは，あなた，証人ですね。

はい。

232　この翌月，４月１日からあなたが被告法人に赴任されたということじゃないんですかね。

間違いございません。

233　そして，平成２１年の９月１７日の県議会の委員会では，証人は被告法人の理事として参考人招致されたわけですよね。

はい。

234　改めてお聞きしますけれども，被告法人は本件処分を県議会や県の議員，あるいは長崎県の影響を受けて行ったものではないということでよろしいですか。それとも影響があったということで訂正されますか。

影響はありません。大学独自で判断をしております。

235　平成２０年３月２６日に，藤澤先生と会話をされていると思うんですけれども，県や県議会の話題って出ましたか。

３月２６日かどうかというのも覚えておりませんし，中身はどういう内容の話をしたかというのはよく覚えておりません。

236　そしたら言い換えますけども，本件が問題になってから，久木野教授の処分が問題になってから藤澤教授と話された中で，県や県議会の話題というのは出たことありますか。

藤澤教授とお話をしたのが処分の後か前かというのはちょっとよく覚えておりません。

237　前後問わずでお聞きするとどうですか。

藤澤教授と２，３回は会って話をしておりますので，その事実は間違いございません。

238　その中で県や県議会の話題が出たかどうかはどうですか。

幾らかは話したような記憶がございます。

239　その中で，県や県議会の影響があるんじゃないかということを言ったり言われたりしたことないんですか。

影響があるという今の質問に対してはよく分かりませんけれども，話が大きくなると大学としてちゃんと対応せんばいかんというような旨の発言をしたことは覚えております。

甲第１号証（懲戒処分書）を示す

240　大学の事務局の方が，この懲戒処分書の原本を事務所にいる私，北爪のところに持ってこられましたね。

はい，私が持って上がりまして，私が直接北爪代理人の方にお渡しをいたしました。

241　事前に私の事務所に来られることを連絡されましたか。

しておりません。

242　福田弁護士ないし木下弁護士と打合せをされるときは，事前にアポイントを取られますか。

取ります。

甲第２７９号証の２（反訳）を示す

243　１９ページ上から５行目，この「おれが」というところ，これをちょっと読んでもらっていいですか。

「おれが１人で弁護士ばけちらしたわけ」。

244　これは弁明手続の機会であった教育研究評議会の場に弁護士の同席を認めなかったことに関しての発言だと思うんですけども，間違いないですかね。

多分そうかもしれません。

245　これ主語が「おれが」となっているんですけども，あなた個人が弁護士を追い返したのか，あるいは評議会，その会として追い返したのかどちらですか。

両方，評議会として入れない。それに対して私が一職員の立場として

対応したということでございます。

246　じゃあ，弁護士を入れないということの判断自体は評議会の決定であって，あなた個人の決定ではないということでよろしいですね。具体的にあなたが入れないように対応したとしても，判断自体は評議会ということでよろしいですか。

評議会の議長である学長を含めた判断でございます。

247　評議会で弁護士を入れないということについて議決がなされたんですか。

議決というものはいたしておりません。

248　議事録には載っているんですか，そしたら弁護士を入れないということは。

弁護士は私が対応しているということで入れないというような話が，もしかしたら私がいないときに教育研究評議会の中で話になっていたかもしれません。その辺のところはよく覚えておりません。

249　あなたは平成２１年４月１日に被告法人のシーボルト校の事務局長になられてから，今日までの間に，短時間のものも含めて学外に出たことって何回ありますか。

数え切れないほどございます。

250　日にち，時間，用件，今正確にすべて答えることできますか。

答えることはできないと思います。

251　あなたが学外に出たときに，それが全部職務上のものだということを，今この場で言えと言われたら言えますか。

基本的に私が外に出るときには，こういう理由で行くからというふうに職員に対して言った上で出ております。

252　今この場で答えられますかという質問です。

具体的な事実が指摘されないと分かりません。

乙第３８号証（久木野教授のバイオラボ業務従事による欠勤状況一覧写し）を示す

253　この一覧ですね，これ作成されたのだれなんですかね。

シーボルトの事務局で作成をしております。

254　あなたは作成にかかわりましたか。

直接の作業はしておりませんけれども，報告等は受けております。

255　作成に当たるについて，被告代理人の方には説明されましたか。これをいつ作ったのかということについて。福田弁護士にですね。

作ったことは報告しておりますが。

256　いつ作ったというのは説明されましたか。

そこまでは記憶しておりません。

257　被告法人としては，平成２１年９月１０日午前に開かれた第１１回教育研究評議会において原告の弁明の場が設定されて，同日午後の第１２回教育研究評議会において懲戒処分の要否が決められたということですよね。

はい。

258　午後の評議会何時から始まりましたか。

３時からだったというような記憶がございます。

259　何時に終わりましたか。

終了時刻はよく覚えておりませんが，夕方終わっていると思います。

260　昼食は評議会の委員，全員一緒に食べられましたか。

食べておりません，一緒には食べておりません。

261　午前の評議会が終わって，いったんその場は解散になったということでいいんですか。

はい。

262　原告の弁明書は評議会の各委員にコピーを渡したんですよね。

間違いございません。

263　だれがコピーしたんですか。

職員がコピーしております。

264　委員全員の部数コピーするのにどれくらいの時間かかりましたか。

数分間でございます。

265　コピーが終わって各委員に弁明書のコピーを渡しに行ったのはだれですか。

職員でございます。

266　先ほどの職員というのは，具体的に固有名詞を上げるとだれですか。

そこまではよく覚えておりませんが，シーボルト校総務企画課の総務係の職員には間違いございません。

267　各委員は，その弁明書のコピーを同じ部屋で読んでいたんですか。

そこまでは確認しておりませんが，全員が読んでいるはずです。

268　各委員が読んでいる現場は，あなた自体は見ていないということでよろしいですかね。

はい。

乙第４３号証（第１１回教育研究評議会（反訳）写し）を示す

269　１ページ目，池田学長の発言の６行目の最後ですね。「この弁明については質疑応答とは原則いたしません」とあって，下から５行目の奥副学長の発言として，「こういうことはどうですかというような質問は特にしないで，先ほど言った通知書にあることに対して弁明をしていただくという形で進めたいと思っております」というふうにありますね。

はい。

270　池田学長や奥副学長，このような発言をしたことは事実ですか。

はい。

271　実際に行われた弁明手続で，原告に対して質疑応答というのはなされましたか。

なされておりません。

272　９月１０日の午後に第１２回教育研究評議会を開いて懲戒処分の要否を決定しようと，そういう日程を決めたのはいつですか。

９月７日の教育研究評議会のときに９月１０日というのが決まったの

ではなかろうかなというふうに記憶しております。

273　９月７日ですね。

はい，正式には。

甲第２６１号証（乙４３と乙４４の比較表）を示す

274　乙４３と乙４４の対比表ですけれども，１ページの下から５行目ですね。乙４３の反訳の方では，規程上，弁明後の審議が必要であるというふうに読めるんですけれども，乙４４の反訳の方では先ほど審議の日程が決められたというふうに読めるんですよね。乙４３の反訳というのは，どちらの意味なんですかね。下から５行目部分ですけれども。乙４３の方は規程上，弁明後の審議が必要であるというふうに読めるんですけどね。

９月７日に，弁明を９月１０日にするということは間違いなくそこで決まったと思いますが。

275　５ページ上から１０行目に久木野教授の発言がありますね。

はい。

276　ここで下線部のところですけれども，「弁明というのは何を弁明するんですか」と，「項目自体何を言わないといけないの」と，「項目で上げてほしい旨ちょっと話をしたんですけど，特にないということで」という発言がありますね。

この議事録からはありますね，はい。

277　こういう発言が久木野教授からありましたか，実際に弁明の場で。

覚えていませんけれども，その議事録に書いてあれば，そのとおりの発言があったものと思います。

278　弁明の場で，何を弁明したらいいのか教えてくれということに対して，それを弁明はこうこうこういうことを弁明すればいいんですよということを教えることは質疑応答に当たるんですかね。

弁明が何をすればいいのですかということについては，原告に対して

は事前にうちの職員の方から話をしていたものというふうに理解をしておりますが。

279 弁明の対象が分からないと言われたときに，こうこうこういうことが問題とされていますので，これに対して弁明してくださいということは質疑応答になりますか。

もうその時点では既に原告については分かっているという前提だというふうに私は理解をしております。

280 質疑応答になるかどうかという質問ですけど。

分かりません。

281 午後の評議会で，処分の要否を議論したときに，このことに疑問を呈する者っていましたか。このことというのは，弁明を何をしていいか分からんと久木野教授が言っていることに対して，何もだれも答えなかったことに対して疑問を呈する者っていましたか。

だれもおりません。

282 原告を懲戒処分にするということは，午後の評議会の議論で決まったということで間違いないですか。

午後の評議会で処分が必要だというふうに審議されて，評議会の総意が決まったということは間違いございません。

283 奥副学長は，調査委員会のどのような役職ですか。

調査委員長でございます。

284 懲戒処分が行われる手続，その後の手続も熟知して担当されているということでよろいしいですか。

はい。

285 懲戒処分がなかった場合に，懲戒処分の手続に掛けられたけれども，最終的に懲戒処分をしないということになった場合，処分の対象とされていた者は，その懲戒処分をしないという判断に対して不服申立てできますか。

そのような規程はないと思います。

286　本件の弁明手続というのは，結論先にありきだったんじゃないんですか。

違います。

原告代理人（木佐）

287　先ほどの主尋問に対する点で３点ほどお尋ねします。あなたは，兼業許可のことについて，私企業だから，久木野教授が創設した企業は私企業だから基本的に兼業はだめでしたというふうにおっしゃったんですが，例えば，大学教員が非常勤講師を勤務時間内にする。しかも平日であると，それも基本的にだめなんですか。

もう一度お願いします。

288　平日に，その勤務時間に食い込む時間帯に兼業することはだめだというふうに一般論として私はおっしゃったようにうかがいました。

はい。

289　だから，長崎県立大学の場合には，平日の日に他大学に非常勤講師として兼業で出るということも基本的に許されない。

大丈夫です。

290　そうすると，冒頭にお話になった一般論は撤回されますか。

いいえ，撤回しません。

291　それから懲戒規程について，法人化された平成１７年，福田代理人の質問のときに，懲戒規程も平成１７年に全教員に対して口頭などによって事務より周知されたと聞いているというふうにおっしゃいました。懲戒規程はそのとき存在しましたか。

先ほどの福田弁護士の質問のときにそういう発言をしていたならば間違いでございます。懲戒規程そのものは法人化のときには制定をされておりません。

292　そして，調査委員会では，事実を確認することだからということを繰り返し

強調されましたけれども，事実を確認するというのは，法的な意味で懲戒処分に値する何らかの事情があるということが分かってからであって，それは法的問題ではないのですか。

事実の確認というふうに私は理解しております。

293　しかしそれは適用対象となる，いわば嫌疑の対象となる，ある法的な規範用件があって,それに当たる事実があるかどうかということではないのですか。あなたは学事文書課長までなさっていたので伺います。

事実の確認については，兼業の許可の従事をしておりますので，その部分のいわゆる大学法人の規程，その他許可用件等々について，事実の確認がどうだったのかという意味での事実の確認でございます。

甲第２７９号証の２（反訳）を示す

294　４ページ目，これは藤澤教授の聞き取りを反訳したものです。で，この下から２行目は藤澤教授の言葉ですから私が代わりに読みますけれども，「それでもうここ判子押してちょうだいという話で，おれ言うたんね，こんなことしたらな，やぶ蛇やで言うてな，やればやるほど後でややこしい話になるで」と，こう書いてありますね，これは事実ですね。

はい。

295　藤澤教授に対して，あらかじめ事務局で用意した出勤簿を示して，そのとおり判子を押すように事務局側として依頼したというのか，指示をしたという事実はありますか。

ありません。

被告代理人（福田）

296　兼業規程，あるいは振り替えの遵守については，もう教員の自主性に任せるということでよろしいですね。

はい。

297　乙３８号証によれば,原告の場合終日欠勤が１５０日,部分欠勤が２３２日,

合計３８２日となっておりますね。

そこまでよく覚えていませんが，書いておれば３８２になればそのとおりだと思います。

298　他方，先ほど原告代理人からの質問に５秒ぐらいおくれても，それは社会通念の範囲だというふうにおっしゃいましたね。

はい。

299　原告の場合は，社会通念という観点からすると，今言った数字についてはどのように評価されるでしょうか。

原告については，あくまでも兼業の許可で，勤務時間外にやるという条件で許可をしているもの，それが勤務時間内に食い込んでいたということで，通常の兼業許可をしていない先生とは全く中身が異なるものというふうに理解をいたしております。

300　部分欠勤というのは多少遅れたり早出ということは置いておきますが，終日欠勤に関して聞くと，原告以外で１日丸ごと来ないと，しかるべき手続を取らないで来ないと，そういう人はおりましたか。

余り記憶しておりません。

301　じゃあ，それが例えば，１週間来ないという人はおりましたか。

いや，記憶しておりません。

302　こういう１５０日といわずとも，そういうレベルの人でも被告の中では全くいなかったんじゃないんでしょうか。

はい。

乙第４７号証（「懲戒処分の指針について」写し）を示す

303　先ほど原告代理人から規程を読まされていたんですが，原告の場合は基本的に，２枚目（１）欠勤のウ，「正当な理由なく２１日以上の間勤務を欠いた職員は免職又は停職とする」と。

はい。

304　下の遅刻，早退じゃなくて，ここに該当するということじゃないのでしょうか。

まさにそのとおりです。

305　それから，最後に１点だけ，議会の山田博司委員の話が出ましたが，山田博司委員個人として大学の予算を削る権限とかはありますか。

個人にはございません。

306　山田委員の発言内容は，あくまで山田委員の認識に過ぎないということで間違いないでしょうか。

間違いございません。

被告代理人（木下）

307　先ほど原告代理人の方から，勤務時間を守らなかった場合に懲戒事由になるかという質問がありましたね。証人，なると思いますと答えられたと思うんですが，ちょっと誤解があるといけないので確認します。この勤務時間を守らないということの中に，大学の教員としての本来の研究等で，例えば，研究で大学にいないと。あるいは別の時間帯でやっているというようなものは懲戒の事由に当たるのでしょうか。

基本的には，勤務時間に他の業務をしたら懲戒の事由，他の業務で本来の業務をしていなければ欠勤になりますけれども，通常の場合，研究の範囲であるならば，懲戒の事由までは，そこまでは通常はならんのじゃないかなというふうに思います。

308　つまり先ほどあなたがおっしゃった勤務時間の規程，これに対する違反が懲戒事由になるといった趣旨は，いわゆる本業と関係がない。例えば，今のほかのこと，兼業に関することが懲戒になり得るという趣旨でよろしいですか。

まさにそのとおりです。

309　なら結局，本件に関して言えば，原告の兼業許可条件違反，振り替え等を行わずに兼業を行っていたと，これを懲戒事由ととらえているということです

ね。

そのとおりでございます。

裁判官

310　まず，原告がバイオラボの関係で，兼業をしていた当時の大学当局における教員の勤務時間とか兼業の従事状況とかについての責任者，管理についての責任者，それは山口事務局長ということでいいですか。

事務方のトップとして，そこで結構でございます。

311　原告がバイオラボ関係の兼業をしていた当時のことですけども，その当時，被告大学でほかの教員について，勤務時間の管理がきちんとなされていたのか，あるいはルーズであったのか，どちらだったんですか。

ルーズだったのかどうかと言われるとよく分かりませんけれども，基本的には先生方の申請に基づいて，信頼関係でやっていたということは間違いございません。

312　規則があるというだけでなくて，それを遵守しなければならないと，そういう規則がある場合に，それが守られているのかどうか。それを管理して，もし守られていない疑いがあれば，その点について調査したりとか，あるいは守られていないということが判明すれば注意なり指導を行うとか，場合によっては懲戒ということになるかもしれませんけども，そういうことについて行うことが本来の職責ですよね。

そのとおりでございます。

313　その職責はきちんと果たされていたと考えていますか。

考えております。

314　当時ですか。

はい。

315　原告がバイオラボの関係について兼業を従事していたときに，他の教員について一般的に，勤務時間の関係について遅刻していないかどうかとか，その

あたりの管理というのはきちんとなされていたんですか。

一般の先生方については，基本的に勤務時間外の活動が主で，医師の場合には初めから，そこは包括申請でいつ兼業先に従事をして午後に勤務をするというものがなされておりましたので，個々的にはその先生の部分の勤務時間を個々人すべて，その都度把握しているというような状況ではなかったことは事実です。

316　個々人について勤務時間をきちんと把握しているということはしていなかったということでいいですね。

はい。

317　その勤務時間の関係について違反があるかどうか，そういうことについて疑いがあればそれを調査したりとか，そういうことをしたことはなかったということでいいですか，当時。

当時はなかったということですね，はい。

318　勤務時間の関係等について，あるべき規則に反しているという疑いがあれば，事務局長としては例えば，山口事務局長としては，そういう疑いがあれば調査しなければならない職責があるということでいいですか。

はい。

319　調査した結果，規則に違反しているということがあれば，指導をしたりとか注意したりしなければならないという職責があるということでいいですか。山口事務局長には。

はい，あると思います。

320　勤務時間の関係，兼業の関係等について，規則に違反している疑いがあるのを放置したりとか，疑いがあるにもかかわらず調査しなかったということは，あってはならないことだったということは言えるんですね，山口事務局長としては。

立場としてはそうでございます。

321　先ほど当時，勤務時間の管理について個々的に勤務時間の管理を把握していたという事実はなかったということなんですけど，いいですか。

はい。

322　遅刻についても，一日に何分という形であっても，その人のどれだけの期間それが問題となるかによってはかなりの長い時間になることがありますよね。

はい。

323　そういう違反があるのかどうかも把握していないということなんですか。

先ほど申し上げたように，先生方の個々人の出勤退庁の部分については把握をしていない。信頼関係でやっていたということは間違いございません。

324　当時，そのような形の勤務時間については，そういう遅刻なんていうのは全くなかったと認識していたと考えているんですか。それとも，あったと考えられますか，どちらですか。

早く来る人もおりますし，少し遅れて来る人もいますので，まちまちだというふうに理解をしております。

325　遅刻をしている人に対して，何らか注意をしたりとか，そういうことをしたことはなかったということでいいんですか。

はい。

以　上